

## 第19回 安来市農業委員会議事録

平成31年1月21日 午後2時25分 第19回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	8番 藤原 明紀君	9番 増田 和夫君
10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君	13番 板金 悟君
14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君	17番 吉村 正君
18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

### 2. 欠席委員

7番 安松 智君

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成31年1月21日 1日
日程第 3	議第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第76号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	報第73号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 6	議第77号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第74号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 8	報第75号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第76号 農地法第18条の規定による通知について
日程第10	報第77号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第11	報第78号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第19回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。  
本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。  
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、  
第19回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君  
7番 安松委員が欠席です。

議長：岡田 一夫君  
ここで事務局より説明があります。

事務局：堀江 雄二君  
議事に入る前にお知らせがございます。議第76号 農地法第4条の規定による許可申請について、本日、取り下げの申し出がありました。取り下げのあった許可申請は5ページの1番になりますので、削除をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により3番 杉原委員、4番 木戸委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君  
日程第3 議第75号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
2ページをご覧ください。議第75号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積(50a)については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約2km 農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人1名及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

2番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約100mから150m 農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所

有しています。労働力は本人1名及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、400,000円です。

3番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約800m 農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

4番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約200m 農機具は、トラクター1台、田植え機1台を所有しています。その他農作業に必要な農機具は所属する営農組合から借上げしているとのこと。労働力は本人1名及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、2,000,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 9番 増田委員 お願いします。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。1番案件についての場所でございますが、安来道路と県道広瀬荒島線の交差点から西に約900m行ったところが現地でございます。譲受人は17,007㎡の農地を耕作しておりまして、意欲的に農業に取り組んでおられます。また、隣接地も譲受人が耕作しており、周囲に影響を及ぼすことはないと考えております。ご審議をよろしくお願いします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 4番 木戸委員 お願いします。

4番 木戸 芳己君

安松委員が欠席ですので、4番 木戸が説明させていただきます。申請地の場所ですが、JR安来駅から国道9号線を米子方面へ約3.4km行ったところを右折し、島田集落に入ります。9号線から市道を150m進み、道路左にあるのが申請地の453番3、右にあるのが461番4です。譲受人は現在12,905㎡の農地を所有し、水稻栽培に必要な農機具も所有しており、意欲的に農業に取り組んでいます。譲渡人は現在東京に在住し、譲受人が作業受託をしており、申請地を従来通り水田として活用することから、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。まず、場所の説明をさせていただきます。アルテピア横の安来道側道を西に約300m、右折して市道を200m行くと伊勢神社がございます。その左横の農道を約100m入った場所にこの4筆の田が点在しております。現地を確認してきましたが、申請人は農地を29,632㎡所有し、意欲的に営農に取り組んでおられます。譲渡人が農業縮小を考えておられ、取得後も同じように耕作されるため周辺農地への影響はないと思っております。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

4番の案件について 3番 杉原委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。番号4の案件について説明します。申請場所は、県道米子広瀬線を広瀬町方面より進み南小学校前から700m先大塚町入口を右折し、大塚郵便局より150m行き左折、100m行った右側です。申請地は長年譲受人が耕作しており、自宅より近く、また市道、宅地に囲まれており周辺に農地はなく影響はないと考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。3番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。4番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第76号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第76号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページから7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。2番は、農地の区分は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、青空駐車場・回転場・資材置場です。申請者の世帯は、現在、4台の自動車を所有していますが、自宅敷地内に駐車スペースがなく、自宅周辺に駐車しています。また、農業用資材も自宅周辺及び農地に置いている状況です。自動車の駐車状況及び農業用資材の保管状況が適切でないため、当該申請地に青空駐車場・回転場・資材置場の整備を計画しました。目的の性質上、自宅近くに設置する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず自己が所有する農地に整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。2番の案件について 3番 杉原委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。2番案件の場所を説明します。7ページ右下の縮小図をご覧ください。県道米子広瀬線を、広瀬町方面より南小学校の前を通り、700m先大塚町入口を右折、大塚町郵便局の前を殿川内方面に2.5km進み右折し、20m行ったところが申請場所です。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査2班からの調査報告を 19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。2番案件につきまして現地調査の報告をさせていただきます。今月の調査班は2班でして、安松班長、杉原委員、仲佐委員、塩見委員、岡田会長、そして私、渡辺と事務局より堀江係長が出席しました。1月18日午後1時30分、農業委員会の会議室におきまして事前に事務局より説明を受けた後、現地を確認してまいりました。転用の理由につきましては先ほどの事務局説明のとおりでございます。申請者の自宅は前面道路、右側道路につきましても宅地が1.5mくらい高いところにありまして、その周りには平らなところが全くありません。そして今、車を4台所有されており、路上駐車をせざるを得ない状況であると伺いました。そして申請のとおり、隣接した自作の農地に青空駐車場と一部を資材置場、そして回転場を設けたいということでございます。現地を確認しましたところ、その農地は前面道路より宅地の高さまでやや勾配がついておりまして、資材置場につきましては前面道路と平らなところが手前にありまして、そこを資材置場にし、そしてその宅地平らなちょっと上の方まで車を上げられて、そこに駐車スペースと回転場を設けたいという説明を受けました。現地調査班といたしましては隣地農地の同意書、土地改良の意見書、水利組合の同意書など必要な書類はすべて添付されておりましたので、許可妥当ではないかと決定させていただきました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君  
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
ないようですので、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君  
日程第5 報第73号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
8ページをご覧ください。報第73号 農地法第4条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。9ページに案件の内容、10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は共同住宅です。以上です。

議長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 地元委員 4番 木戸委員 申請場所の説明を求めます。

4番 木戸 芳己君  
4番 木戸です。申請場所の説明をさせていただきます。安来市立第一中学校の敷地の西側、吉田川の東側、旧国道から50m北側に行った畑です。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君  
日程第6 議第77号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
11ページをご覧ください。議第77号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、別紙資料1の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が363件、410、907㎡、使用貸借が15件、15、785㎡、全体で378件、総面積が426、692㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼いたします。議第77号についてご説明いたします。別紙資料1の詳細は2ページからご覧ください。今月の利用集積計画の内容はいずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。番号1～26番、最後の119番はいわゆる利用権設定の申請で、番号27番～118番については農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第74号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

13ページをご覧ください。報第74号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。14ページから27ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地18筆が、このたび、法人及び個人に賃借権及び使用貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成30年12月19日及び12月17日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第75号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

28ページをご覧ください。報第75号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。29ページから33ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、8件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第76号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

34ページをご覧ください。報第76号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。35ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、8件で、すべて農業経営基盤強化促進法による解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程10 報第77号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

36ページをご覧ください。報第77号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について このことについて、別紙のとおり農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。37ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件です。1番は、届出者は安来市長 近藤宏樹、担当部署建設部土木建設課です。事業名は、「防災・安全交付金事業山根1号線工事(その2)」で、平成31年1月7日から平成31年3月29日まで、作業ヤード及び残土仮置場として使用します。終了後は農地に還元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第78号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

38ページをご覧ください。報第78号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。39ページをご覧ください。今月の通知は2件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第19回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 3時05分)

以上 会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため署名押印する。

安来市農業委員会 議長

安来市農業委員会 委員

安来市農業委員会 委員